



栃木県公報

平成17年
1月28日(金)
第1635号

目次

告示

水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定.....	65
指定居宅サービスの事業の廃止.....	68
指定居宅介護支援の事業の廃止.....	69
結核予防法による指定医療機関の指定.....	69
結核予防法による指定医療機関の指定廃止.....	70
市町村の土地改良事業施行に対する適当決定及び公告縦覧.....	70
農業振興地域の区域の変更.....	70
道路の区域の変更.....	73
道路の供用開始.....	74
都市計画事業の認可.....	74
事業の認定.....	74

公告

大規模小売店舗の変更の届出.....	76
平成17年度栃木県立高等産業技術学校訓練生の募集.....	77
土地改良区役員の退就任.....	79
土地改良区清算人の就職.....	82
指定人の氏名又は名称及び売りさばき場所の変更.....	82
選挙管理委員会	
土地改良区の総代の選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の指定.....	82
公安委員会	
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に基づく電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等及びその手続を定める規則の制定.....	83
正誤	
第1632号中.....	83

告示

栃木県告示第四十三号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定に基づき、水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「告示」といふ。）別表2に掲げる類型をあてはめる水域及び当該水域に係る環境基準の達成に必要な期間を次のとおり定め、水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（昭和五十五年栃木県告示第百五十七号及び昭和六十年栃木県告示第百八十七号）は、廃止する。

平成十七年一月二十八日

栃木県知事 福田 富一

1 告示別表2の1の(1)のアに掲げる類型をあてはめる水域及び当該水域に係る環境基準の達成に必要な期間

水	域	該当類型	達成期間	備	考
高雄股川（流入する支川を含む。）		A A	1	那珂川へ流入	

湯川（流入する支川を含む。）	A	イ	
余笹川（流入する支川（黒川を除く。）を含む。）	A	イ	
黒川（流入する支川を含む。）	A	イ	余笹川を経て那珂川へ流入
松葉川（流入する支川を含む。）	A	イ	那珂川へ流入
箒川（流入する支川（蛇尾川を除く。）を含む。）	A	イ	
蛇尾川（流入する支川を含む。）	A	イ	箒川を経て那珂川へ流入
武茂川（流入する支川を含む。）	A	イ	那珂川へ流入
荒川（流入する支川（内川及び江川を除く。）を含む。）	A	イ	
内川（流入する支川を含む。）	A	イ	荒川を経て那珂川へ流入
江川（流入する支川を含む。）	A	イ	
逆川（流入する支川（坂井川を除く。）を含む。）	A	イ	那珂川へ流入
男鹿川（流入する支川を含む。）	A A	イ	鬼怒川へ流入
板穴川（流入する支川を含む。）	A A	イ	
大谷川（流入する支川（志渡瀬川を除く。）を含む。）	A A	イ	
湯川（流入する支川を含む。）	A	イ	大谷川を経て鬼怒川へ流入
志渡瀬川（流入する支川を含む。）	B	ロ	
西鬼怒川（流入する支川を含む。）	A	イ	鬼怒川へ流入
江川上流（高宮橋から上流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	B	ロ	
江川下流（高宮橋より下流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	A	イ	
田川上流（御用川合流点より上流の区域に限る。）（流入する支川（赤堀川を除く。）を含む。）	A	イ	
田川中流（御用川合流点から明治橋までの区域に限る。）（流入する支川（御用川及び釜川を除く。）を含む。）	C	ロ	
田川下流（明治橋より下流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	B	ロ	
赤堀川（流入する支川を含む。）	A	ロ	田川を経て鬼怒川へ流入
御用川（流入する支川を含む。）	C	ロ	
釜川（流入する支川を含む。）	C	イ	

小貝川（流入する支川（百目鬼川を除く。）を含む。）	A	イ	利根川へ流入	
五行川（流入する支川（野元川及び行屋川を除く。）を含む。）	A	イ	小貝川へ流入	
野元川（流入する支川を含む。）	A	イ	五行川を経て小貝川へ流入	
行屋川（流入する支川を含む。）	A	イ		
神子内川（流入する支川を含む。）	A	イ	渡良瀬川へ流入	
小俣川上流（新上野田橋から上流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	A	ロ		
小俣川下流（新上野田橋より下流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	B	イ		
松田川上流（新松田川橋から上流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	A	ロ		
松田川下流（新松田川橋より下流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	B	イ		
袋川上流（助戸から上流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	B	ロ		
袋川下流（助戸より下流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	D	ロ		
旗川上流（高田橋から上流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	A	ロ		
旗川下流（高田橋より下流の区域に限る。）（流入する支川（出流川を除く。）を含む。）	B	イ		
出流川（流入する支川を含む。）	B	ハ		旗川を経て渡良瀬川へ流入
矢場川（流入する支川（姥川を除く。）を含む。）	C	イ		渡良瀬川へ流入
才川（流入する支川を含む。）	A	ロ		
秋山川上流（堀米橋から上流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	A	イ		
秋山川下流（堀米橋より下流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	C	イ		
三杉川（流入する支川（鷲川を除く。）を含む。）	B	イ		
巴波川上流（吾妻橋から上流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	C	イ		
巴波川下流（吾妻橋より下流の区域に限る。）（流入する支川（永野川を除く。）を含む。）	B	イ		
永野川上流（赤津川合流点より上流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	A	イ	巴波川を経て渡良瀬川へ流入	
永野川下流（赤津川合流点から下流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	B	イ		
思川上流（黒川合流点より上流の区域に限る。）（流入する支川（大芦川を除く。）を含む。）	A	イ	渡良瀬川へ流入	
思川下流（黒川合流点から下流の区域に限る。）（流入する支川（黒川及び姦川を除く。）を含む。）	B	イ		

大芦川（流入する支川を含む。）	A A	イ	思川を経て渡良瀬川へ流入
黒川（流入する支川を含む。）	A	イ	
姿川（流入する支川（新川及び赤川を除く。）を含む。）	B	イ	
押川（流入する支川を含む。）	A	イ	久慈川へ流入
西仁連川（流入する支川を含む。）	B	ロ	利根川へ流入

備考

- 一 該当類型の欄の「A A」、「A」、「B」、「C」及び「D」は、告示別表第2の1の(1)のアの類型を示す。
- 二 達成期間の欄の「イ」は直ちに達成、「ロ」は五年以内に可及的速やかに達成、「ハ」は五年を超える期間で可及的速やかに達成とする。

二 告示別表2の1の(2)のイに掲げる類型をあてはめる水域及び当該水域に係る環境基準の達成に必要な期間

水 域	該当類型	達成期間	備 考
中禅寺湖（全域）	A A	イ	
湯の湖（全域）	A	イ	

備考

- 一 該当類型の欄の「A A」及び「A」は、告示別表第2の1の(2)のイの類型を示す。
- 二 達成期間の欄の「イ」は直ちに達成とする。

三 告示別表2の1の(2)のイに掲げる類型をあてはめる水域及び当該水域に係る環境基準の達成に必要な期間

水 域	該当類型	達成期間	備 考
中禅寺湖（全域）		イ	窒素については当分の間適用しない。
湯の湖（全域）		ロ	

備考

- 一 該当類型の欄の「 」及び「 」は、告示別表第2の1の(2)のイの類型を示す。
- 二 達成期間の欄「イ」は直ちに達成、「ロ」は五年以内に可及的速やかに達成とする。

(環境管理課)

栃木県告示第44号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成17年1月28日

栃木県知事 福田 富一

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定の申請者		廃止の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称及び主たる事務所の所在地	代表者の氏名及び住所		
60190106	訪問看護ステーション滝の原	宇都宮市鶴田町3375番地	社会福祉法人西仁会	西田 健一	平成17年1月1日	訪問看護

			宇都宮市鶴田町 3381番地	宇都宮市鶴田町 3381番地		
70100392	老人デイサービスセンター滝の原苑	宇都宮市鶴田町 3381番地	社会福祉法人西仁会 宇都宮市鶴田町 3381番地	西田 健一 宇都宮市鶴田町 3381番地	平成17年 1月1日	訪問入浴介護
70800504	ひさご会小山城南店	小山市東城南五丁目1番地7	有限会社ビジネスパートナー 小山市東城南五丁目1番地7	山崎 好一 佐野市富岡町 1295番地2	平成16年 5月31日	福祉用具貸与

栃木県告示第45号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により次のとおり公示する。

平成17年1月28日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指 定 の 申 請 者		廃 止 の 年 月 日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名称及び主たる 事務所の所在地	代表者の氏名 及び住所		
70102612	株式会社東京インテリアケアマネジメント事業部	宇都宮市鶴田町 1411番地1	株式会社東京インテリア 東京都荒川区荒川四丁目32番5号	利根川 弘衛 東京都台東区上野桜木一丁目15番30号	平成16年 12月20日	居宅介護支援

(高 齢 対 策 課)

栃木県告示第46号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、同法第34条及び第35条に規定する医療を担当する医療機関として、次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の6第1項の規定により告示する。

平成17年1月28日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
コスモ調剤薬局 矢板南店	栃木県矢板市乙畑1736-27	株式会社 コスモファーマ	平成16年9月1日
みやまえ薬局	栃木県足利市島田町822-7	株式会社エイト	平成16年10月1日
やまべ薬局	栃木県足利市八幡町2-34-11	株式会社エイト	平成16年10月1日
かわなご女性 クリニック	栃木県小山市駅東通り2-6-10	川中子 信正	平成16年10月6日
ローズ薬局	栃木県栃木市沼和田町10-17	エムシー関東 株式会社	平成16年10月19日

栃木県告示第47号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の6第2項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年1月28日

栃木県知事 福田 富一

名称	所在地	開設者名	廃止年月日
コスモ調剤薬局 矢板南店	栃木県矢板市乙畑1736-27	有限会社 清水台薬品	平成16年8月31日
みやまえ薬局	栃木県足利市島田町822-7	有限会社 みやまえ薬局	平成16年9月30日
やまべ薬局	栃木県足利市八幡町2-34-11	有限会社 やまべ薬局	平成16年9月30日

(健康増進課)

栃木県告示第48号

次の市町村から協議のあった土地改良事業の施行に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第96条の2第5項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成17年1月28日

栃木県知事 福田 富一

市町村名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
今市市	今市市菅椹際地区土地改良（農業用排水施設）事業	平成17年1月31日から 同年2月28日まで	平成17年3月15日	上都賀農業振興事務所

栃木県告示第49号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定に基づき公告する。

なお、関係図面は、栃木県農務部農地計画課において一般の縦覧に供する。

平成17年1月28日

栃木県知事 福田 富一

那須塩原市の区域のうち次に掲げる区域を除いた地域

- (1) 黒磯都市計画用途地域
- (2) 黒磯のうち字原街道下の区域
- (3) 国有林野管理経営規程に基づき、昭和39年度に定められた大田原営林署管内の国有林野の林班番号127、129、131、149から151まで、154から162まで、165から179まで、183から204までの区域
- (4) 公有林野等官行造林地施行計画編成要領（昭和33年33林野第15639号林野庁長官通達）に基づき昭和35年9月15日に設定された大田原営林署管内高林の官行造林地の林班番号1及び昭和33年3月31日に設定された湯宮の官行造林地の林班番号1、昭和33年1月10日に設定された大石下の官行造林地の林班番号1の区域

- (5) 地域森林計画の樹立等に関する規定に基づき、昭和40年2月9日に定められた民有林の林班番号高林の19から31まで、35から41まで、52から62まで、64から72まで、92から110までの区域
- (6) 西那須野都市計画用途地域
- (7) 西那須野都市計画公園区域
- (8) 千本松の区域
- (9) 井口のうち地番552-2、548-3、548-383、548-384、548-353、548-354、548-355、548-356、548-357、548-358、548-359、548-360、548-361、548-362、548-363、548-364、548-365、548-367、548-2、548-395、548-350、548-371、541、540、539-1、538-30、538-31、538-32、538-33、538-5、537-4、533-4、533-3、533-2、533-1、532-2、532-1、531-1、531-72、531-36、531-100、531-13を順次結んだ線の西側の区域
- (10) 石林のうち地番317-2、317-8から317-13まで、317-16、317-66、317-50、317-22、317-23、318-2、318-8、223-4、224-1、224-4、224-5、224-9、224-10、224-12から224-18まで、224-29、448、449、456から465まで、467から480まで、835から843まで、844、846-2、90、91、84、83-1、83-5から83-10まで、83-12、89-1から89-3まで、88-1、88-2、85-1、85-3から85-19まで、86-1、86-2、87-1、87-2の区域
- (11) 槻沢のうち地番418-1、420-1、420-2、420-4から420-36まで、420-38から420-88まで、434-2、434-5、434-38、434-44、434-46、436-1、436-3、439、441-1、442-3を除いた区域
- (12) 二つ室のうち地番71-1、71-2、71-12、72-10、73、74、70、69-2から69-6まで、69-12、68-1、79-6、67-1、67-10、67-31、67-32、67-35、67-39、67-40、67-53の区域
- (13) 三区町のうち地番639-6、639-78、639-77、639-76、639-29、636-4、639-4、639-14、639-15、639-65、639-24、639-1、639-23、638-3、638-53、538-8、638-10、638-27、645-11、645-28、645-4、645-14、645-15、631-19、631-63、631-15、631-25、631-58、631-32、631-26を順次結んだ線の東側の区域
- (14) 四区町のうち地番768-3、768-243、768-136、768-134、768-5、768-151、768-113、768-167、768-169、768-112、768-6、768-7、768-109、768-120、768-119、768-115、768-233、768-234、768-118、768-138、768-116、762-12、762-11、763-2、765-1、765-9、748-1、746-2、746-4、745-1、745-6、745-2、744-4、744-8、744-9、744-1を順次結んだ線の北辺とし南側の区域を除いた区域、及び地番768-123から768-133まで、768-159から768-162まで、768-170、768-172から768-174まで、719-21、718-24、718-26、718-28、718-30を除いた区域
- (15) 接骨木のうち地番445-3、444-1、458、452-1、495-20、505、503-1、520-16を順次結んだ線の西側の区域
- (16) 横林のうち地番143-11、144-1から144-180まで、168-1の区域および169-1の区域内で那須疎水の北側の区域
- (17) 上横林のうち地番402から414-1まで、319、320、380、36から40-6まで、66-16から66-4まで、72-1から77まで、85から89-1までの区域
- (18) 折戸のうち地番1から86まで、91から113-3まで、116-1から126まで、132から139-1まで、160から166まで、214-1から220-1まで、222-1、263から267-1まで、273から281までの区域を除いた区域
- (19) 臺沼のうち地番750、739-1、727、728-1、709、712-1、715-1、716-1、354、357-1、359-1、367-1、381-1、383-2、384-1、393-1、394-1、395-1、412、414-1、435、436-1、457、458、464、465、466、477、478、479-1、490-1、41、51、52、55、56、57、58、59、60、61、210-2を順次結んだ線と地番13-4先から地番750番地先に至る遅野沢境線に囲まれた区域を除いた区域
- (20) 遅野沢のうち地番682、683、687-2、688-1、700-1、701、703-1、193-1、734、733-1、757、760、761、764、765-1、766-1、768を順次結んだ線と関谷、臺沼境線を順次結んで囲まれた区域、および地番550-35、550-24、550-23、550-36、550-6、550-5、550-4、550-3、550-7、528-9、528-14、528-106、528-92、528-94、528-95、528-96を順次結んだ線、地番528-96番地先から地番528-3番地先に至る臺沼境線および地番529-3、529-23、529-22、529-10、529-20、529-17、529-4、529-6、529-8、529-7、537-1、528-1、540-1、550-1、542-1、542-8、550-70、550-71、550-72を順次結んだ線と地番550-72番地先から地番550-35番地先に至る関谷境線を順次結んで囲まれた区域、ならびに667の区域
- (21) 関谷のうち地番1365-1、836-3、933-1、831-1、935、936、1388-2、1391-2、1393、938-1、

1340-1、946-1、1340-2、1008-5、950-3、950-2、950-1、1007、1003-2、1002-1、680-1、994-1、638-1、974、576、971、967、968、430-2、428-1、427-1、418-1、419、405-1、411-1、408-1、409-1、395-1、394-1、1329-2、1328-2、1327、1326-1、1325-13、1323、329、1321、1320、1318、1317-1、1317-3、1316-2、1313-2、1312-2、290、1310-2、1304-1、1309、1307、1305、261-1、262-4、262-1、241-1から241-3まで、241-9、242-3、1294を順次結んだ線の西側の区域および地番1453-1、1286-1、1282、1281、1280、1279-1、1278-10、1278-1、1278-6、171-1、169、170-1、168-1、167-1、177-1、176-1、179-1、184-1、156-1、155-1、319、321-1、328、331-1、333、334、348-1、349-1、351-1、352、388-1、392-2を順次結んだ線を西辺、地番392-2、386-2、412-1、458-2、379、378-1、460、462-1、464、466-1、471、472、473、474、475、476、477、491-1、488-1、1107-7、1107-6、1107-5、1107-4、1107-3、1107-2、1107-13、1107-1、1117-1を順次結んだ線を北辺、地番1117-1、1114-1、1111-19、1111-13、1111-12、1111-20、1111-22、1111-4、1193-1を順次結んだ線を東辺とし、下田野との境線を南辺とし順次結んだ囲まれた区域内で地番1-1から6まで、1234-1、1234-3、1235-1、1235-2、1236-1、1237-1、1237-2、1238-1、1240-3、1250-1の区域を除いた区域、ならびに地番1109-33、1080-1、1484、1075-1、1073-1、1073-2、1073-3、1073-5、1073-6、1053-1、1020-1、706、707、708、1017、1049-1、1048-1、1047-1、1020-1、710、1018、711、712、713、718-1、714-1、723-1、1023、1021-2、1022-2、1021-1、1022-1、1024、1025-1、1455、1456-2、1457-1、1038、1040-1、1457-2、1044-2、1037-67、1042-1、1041-1、1033-1、1035-4、1035-3、1035-1、940、943-2の区域

(22) 宇都野のうち地番201-2、1803-2、1804、1805-1、1801、1799-1、1785-1、1765、1756-3、1717-5、1720、1712-1、1034-1、1657、1653、1652-4、1651-1、1644、1643-1、1640、1639、1627、1626、1625、1101、1623、1622、1621、1620、1581、1583-1、1584、1585-2、1592、1593-1、1690-93、1691、1547、1548-1、1546を順次結んだ線の西側の区域で字上黒、地番2020から2079-2までの区域を除いた区域および別図（第3号）の斜線で表示した部分に該当する土地の区域を除いた区域

(23) 高阿津のうち地番497-10、498-1、499-5、500-17、501、493-1、492-2、489、488-18、452-15、454-4、416-2、417、418、422、382-1、380-1、379、378、377-2、376、374-1、373-1、367、364、319-2、316-1、306、305を順次結んだ線の東側の区域

(24) 下大貫のうち地番1047、1045、1082、1095-1、1093-1、1103、1102-1、1137、1139、1154-1、1152、1151-1、1150、1149、1182-1、1189、1211、1212、1239、1240-1を順次結んだ線の東側の区域

(25) 上大貫のうち1-2から1951-2までの区域を除いた区域

(26) 金沢のうち地番1985-8、1988、1990、1994、2012、2013、2016、2017、2019、2020-2、2025-1、2021-1、2023、2008-1、2009-1、2006-6、1645-2、1645-1、2065-2、2065-1、1644-2、1643-1、1642-1、1641、1640、1639、1637-1、1636、1631-1、1630-1、1628-1、1620、1617-1、1616-1、1567-1、1586-2、1585-2、1582-2、1581-1、1578-1、1577、1578-2を順次結んだ線、および地番1578-2番地先から788番地先に至る県道関谷矢板線、地番788、779、1554、1556、788、1549、1537-1、2183-1、1531、2184-1、2182-2、2140、2174、2204、2205、1478-1、1479-1、1476-4、1475-1、1469、1467-2、1466、2250、2257、1460、1412、1401、1405、1397-1、1499-1、1375-1、1374-1、1373-3、1372、2303-1、2304、2305-1、2311、2309、2326、2321、1326、1334-1、1335-4、2336、2347、2346、2357、2355、2354、1313、1312、1309-1、1307-1、1305、1293-1、2373-1、2374、1268、1267、1266-1、1265、1261、1260-1を順次結んだ線、地番1260-1番地先から108-1番地先に至る篤川、地番108-1、106-4、105-1、89-1、91-5、85-3、86-2、2385-2、2383、20-1、17-1、16-1、14-1、4-1、2、1-1、3-1、6-2、7-1、9-1、10-1、31-2、30-1、25-1、46-2、46-1、53-1、53-2を順次結んだ線を西辺、下田野境線を北辺、高阿津境線と千本松境界線を東辺、宇都野境線および上大貫境線を南辺とし、順次結んで囲まれた区域を除いた区域、ならびに別図（第2号）の斜線で表示した部分に該当する土地の区域を除いた区域

(27) 下田野のうち地番271、268-5、325、312、311-1、310-1、309-2、304-2を順次結んだ線および関谷境線を北辺、地番422、420-1、430-57、455-1、457-1、458-1、461-5、462-4、465-5、466-1、469-1、470-1、492-1、494、497、498、501、503、509-1を順次結んだ線、および金沢境線を西辺および

南辺として順次結んで囲まれた区域

- (28) 塩原のうち字上の原の地番1939から2036まで、2129-1から2193-1まで、2198から2186-1まで、2288-1から2333-1までの区域を除いた区域
- (29) 中塩原のうち地番16-1から340-1まで、365-1から396-3まで、405-1から1963までの区域を除いた区域
- (30) 上塩原のうち地番1から1434までの区域を除いた区域
- (31) 湯本塩原のうち字居林の地番3から49までの区域、字湯本の地番90から95の区域および別図（第1号）の斜線で表示した部分に該当する土地の区域を除いた区域

（農地計画課）

栃木県告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県土木部道路維持課において、平成17年1月28日から同年2月28日まで一般の縦覧に供する。

平成17年1月28日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮結城線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
3 5	前	河内郡南河内町大字本吉田字沼端745-1から河内郡南河内町大字本吉田字沼端868まで	8.4～17.0	97.5	
	後	河内郡南河内町大字本吉田字沼端745-1から河内郡南河内町大字本吉田字沼端868まで	8.4～17.0	97.5	

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 栃木二宮線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
4 4	前	河内郡南河内町大字本吉田字西614-1から河内郡南河内町大字本吉田字沼端727-4まで	6.0～13.0	330.0	
	後	河内郡南河内町大字本吉田字西614-1から河内郡南河内町大字本吉田字沼端727-4まで	11.3～21.3	330.0	

道路の種類 県道

路線名 一般県道 羽生田鶴田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
1 5 5	前	下都賀郡壬生町大字羽生田1162-1から下都賀郡壬生町大字羽生田1158-1まで	9.6～13.8	112.0	
	後	下都賀郡壬生町大字羽生田1162-1から下都賀郡壬生町大字羽生田1158-1まで	10.2～24.2	112.0	

栃木県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県土木部道路維持課において、平成17年1月28日から同年2月28日まで一般の縦覧に供する。

平成17年1月28日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道121号	塩谷郡藤原町大字五十里字上手ノ澤731-6から塩谷郡藤原町大字五十里字上手ノ澤731-5まで	平成17年1月28日
35	主要地方道宇都宮結城線	河内郡南河内町大字本吉田字沼端745-1から河内郡南河内町大字本吉田字沼端868まで	平成17年1月28日
44	主要地方道栃木二宮線	河内郡南河内町大字本吉田字西614-1から河内郡南河内町大字本吉田字沼端818まで	平成17年1月28日

(道路維持課)

栃木県告示第52号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

平成17年1月28日

栃木県知事 福田 富一

- 1 施行者の名称
益子町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
益子都市計画道路事業 3・5・6号 七井中央通り
- 3 事業施行期間
平成17年1月28日～平成21年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
栃木県芳賀郡益子町大字大沢字七井道下、字京田及び大字七井字仲町地内
 - (2) 使用の部分
なし

(都市施設課)

栃木県告示第53号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年1月28日

栃木県知事 福田 富一

- 1 起業者の名称
上三川町
- 2 事業の種類
上三川東部地区農業集落排水処理施設建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分

栃木県河内郡上三川町大字上三川字沼黒地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

上三川東部地区農業集落排水処理施設建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する直接事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成14年3月27日付農振第3438号農林水産事務次官依命通知）（以下「実施要綱」という。）の規定に基づき建設される排水処理施設である。本件事業の起業者である上三川町は、実施要綱第2において「事業主体」と規定されていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

また、上三川町は、本件事業に必要な財源を予算措置している。

以上により、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 上三川町は、平成13年3月に策定した「上三川町新総合計画（後期基本計画）」において、快適な環境の創造及び活力ある生活産業の展開を施策の大綱のふたつの柱に掲げ、公共下水道処理区域外の地区において農業集落排水事業等を推進することにより、全町下水道化及び農村環境の保全を図ることとしている。

上三川町においても、近年の農村地域における農家と非農家の混住化の進展、生活様式の高度化、農業生産様式の変貌等、農業及び農村を取り巻く状況の変化により、農業用排水の汚濁が進行し、農作物の生育障害、土地改良施設の維持管理費の増大、悪臭の発生等、農業生産環境及び農村生活環境の両面に大きな問題が生じている。

本件事業の対象地区である上三川東部地区は、米・野菜を主体とした農業が行われているが、近年、生活雑排水の流入により農業用排水路の水質が悪化しているため、農作物への生育被害が生じている。さらに集落内において悪臭やハエ・蚊などが発生し、環境面からも好ましくない状況になっている。

そこで上三川町は、当地区の農業生産被害の防止、農村生活環境の改善、公共用水域の保全のため、平成14年度に調査設計を実施し、平成15年度に農林水産省の採択を受け、基本設計及び全体実施設計を実施し事業を進めている。

本件事業は、上三川町大字上三川字沼黒地内において事業計画区域56.4ha、計画処理対象人口1,860人の尿、生活雑排水等の汚水及び汚泥を処理し、これらの循環利用を目的とする施設面積2,242㎡の排水処理施設を建設するもので、町民にとって公益性の高い事業となる。

よって、得られる公共の利益は大きいと認められる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる公共の利益については、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響、及び排水処理施設周辺住民の日常生活における悪臭や騒音等の周辺環境への影響が考えられる。しかし、本件事業の起業地は、町道と江川に挟まれた平坦な土地であり、その周辺が田畑等の閑静な環境であり、隣接する民家もないため、周辺環境への影響は小さいと考えられる。

よって、失われる公共の利益は小さいと認められる。

ウ 本件事業の起業地の候補地は3箇所存在するが、当該3箇所の候補地の優劣を比較検討した結果、本件事業の起業地は、地盤が地区内で最も低く、地形勾配を利用した自然流下が可能であるため、少ない費用で工事及び維持管理が可能であること、現況のままで接面している町道の利用が可能であること等から、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

エ アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる公共の利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる公共の利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地との比較において最も適切であるものと認められる。

以上により、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

上三川町では、町民が健康で快適な日常生活を営むための施策として、調和のとれた生活環境の整備が最も重要なものとなってきており、なかでも生活に密着する生活雑排水及びし尿の適正処理についての要望が一層高まっている。

また、排水処理施設の共同維持管理を通じ農村コミュニティの活性化を図るため、平成15年度に上三川東部地区農業集落排水事業推進協議会が設立され、供用開始前に上三川東部地区農業集落排水処理施設維持管理組合と名称を変更し、日常管理を担うとしているなど体制が整備されており、できるだけ早期に施行されるべき事業であると認められる。

なお、本件事業の起業地の範囲は、農業集落排水施設設計指針に定められている規格に基づき、当地区の汚水処理のために必要な範囲であると認められる。

さらに、本件事業の起業地の範囲内には一時的な利用に供される土地は存在せず、使用の手段はなじまないため、収用の手段を講じることとも合理的であると認められる。

以上のような状況にかんがみれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を充足すると判断されることから、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

上三川町下水道課

(用 地 課)

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成17年5月28日までに知事に意見書を提出することができる。

平成17年1月28日

栃木県知事 福田 富一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カンセキ鶴田店
宇都宮市鶴田町3098番地2外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社カンセキ
宇都宮市西川田本町3丁目1番1号
- 3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時	開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後9時	平成17年1月27日
来客が駐車場を利用できる時間帯	午前9時45分から 午後8時30分	午前7時45分から 午後9時30分	

荷さばきを行うことがで きる時間帯	午前9時45分から 午後7時	午前7時45分から 午後7時	
----------------------	-------------------	-------------------	--

- 4 届出年月日
平成17年1月14日
- 5 縦覧場所
栃木県商工労働観光部経営支援課

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
岡本ショッピングパーク
河内郡河内町大字下岡本2140-1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社とりせん
群馬県館林市下早川田町700番地
- 3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
駐輪場の位置	図面のとおり	図面のとおり	平成17年2月3日

(図面は省略する。)

- 4 届出年月日
平成17年1月17日
- 5 縦覧場所
栃木県商工労働観光部経営支援課

(経 営 支 援 課)

平成17年度栃木県立高等産業技術学校訓練生の募集

平成17年度に入校する栃木県立高等産業技術学校訓練生を次のとおり募集するので、栃木県立職業能力開発校規則(昭和47年栃木県規則第36号)第7条の規定により公告する。

平成17年1月28日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 募集訓練課程
普通職業訓練 短期課程(能力開発コース)
- 2 募集予定人員

高等産業技術学校名	所 在 地 等	訓 練 科 名	定員(人)
県 央 高 等 産 業 技 術 学 校	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地48-4 028-689-6380	N C 機 械 科	10
		インテリアコーディネート科	15
		電 気 サ ー ビ ス 科	10
		知的障害者向け販売実務科	10
県 北 高 等 産 業 技 術 学 校	〒325-0001 那須郡那須町大字高久甲5226-24 0287-64-5454	電 気 工 事 科	10
		サービスビジネス科	10
		金属加工科(日本版デュアルシステム)	20

県南高等 産業技術学校	〒329-4214 足利市多田木町76	0284-91-0803	洋 裁 科	10 × 2
			O A 事務科	10 × 2

3 訓練期間及び応募資格

(1) 訓練期間

訓練科名	訓練期間	入校月
電気工事科	1年	4月
金属加工科(日本版デュアルシステム)		10月
N C 機械科	6か月	4月
電気サービス科		10月
洋 裁 科		4月、10月
知的障害者向け販売実務科		10月
インテリアコーディネート科	3か月	6月
サービスビジネス科		9月
O A 事務科		5月、9月

(2) 応募資格

職業を転換しようとする者、その他新たな職業に就こうとする者

金属加工科(日本版デュアルシステム)及び知的障害者向け販売実務科は除き、雇用保険受給資格者が優先されます。

4 募集期間及び応募方法

訓練科名	募集期間	応募方法
電気工事科	平成17年2月9日(水)から3月9日(水)まで	最寄りの公共職業安定所に求職の申込みをし、入校を希望する高等産業技術学校に入校願書を提出する。
金属加工科(日本版デュアルシステム)	平成17年7月1日(金)から8月26日(金)まで	
N C 機械科	平成17年2月21日(月)から3月18日(金)まで	
電気サービス科	平成17年8月5日(金)から9月5日(月)まで	
洋 裁 科	平成17年2月14日(月)から3月11日(金)まで	
	平成17年8月8日(月)から9月9日(金)まで	
知的障害者向け販売実務科	平成17年8月8日(月)から9月6日(火)まで	
インテリアコーディネート科	平成17年4月7日(木)から5月9日(月)まで	
サービスビジネス科	平成17年7月11日(月)から8月9日(火)まで	
O A 事務科	平成17年3月14日(月)から4月8日(金)まで	
	平成17年7月4日(月)から8月12日(金)まで	

定員に満たない場合は、追加募集を行う。

5 選考日、選考方法及び合格発表日

(1) 選考日

訓練科名	選考日
電気工事科	3月16日(水)

金属加工科(日本版デュアルシステム)	9月1日(木)
N C 機 械 科	3月28日(月)
電 気 サ ー ビ ス 科	9月15日(木)
洋 裁 科	3月18日(金) 9月15日(木)
知的障害者向け販売実務科	9月14日(水)
インテリアコーディネーター科	5月17日(火)
サービスビジネス科	8月19日(金)
O A 事 務 科	4月15日(金) 8月19日(金)

(2) 選考方法

面接により選考する。ただし、校長が必要と認める場合は、筆記試験と面接により選考する。

(3) 合格発表日

各高等産業技術学校長が指定する日

6 合格通知

各高等産業技術学校長から本人に通知する。

7 その他

(1) 応募書類は、各県立高等産業技術学校及び各公共職業安定所で配付する。

(2) 問い合わせ先

各県立高等産業技術学校又は栃木県商工労働観光部職業能力開発課(028-623-3235)

(職業能力開発課)

土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成17年1月28日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退任年月日	就任年月日
益子町 土地改良区	理事	矢島 實		芳賀郡益子町大字益子1126	14.9.14	
	"	菊島 行夫		" " 大字本沼288	16.12.1	
	"	出口 敬治		" " 大字山本2328	16.12.22	
	"	中山 周一		" " 大字上山691	"	
	"	堀中 信一		" " 大字長堤287	"	
	"	上野 清志		" " 大字前沢917-2	"	
	"	広田源太郎	広田源太郎	" " 大字山本64	"	16.12.23
	"	仁平 幸次	仁平 幸次	" " 大字梅ケ内9	"	"
	"	仁平 勲	仁平 勲	" " 大字小泉417-1	"	"

	理事	上野 功	上野 功	芳賀郡益子町大字大郷戸111	16.12.22	16.12.23
	"	仁平 孝芳	仁平 孝芳	" " 大字生田目1007	"	"
	"	塚田金次郎	塚田金次郎	" " 大字前沢151	"	"
	"	小玉 光夫	小玉 光夫	" " 大字山本1457	"	"
	"		佐藤 勝明	" " 大字益子1084		"
	"		出口 武郎	" " 大字山本2325		"
	"		鶴見 平	" " 大字前沢878-2		"
	"		鈴木 久司	" " 大字長堤1603		"
	"		菊島 市一	" " 大字本沼288		"
	"		大関 正巳	" " 大字上山25		"
	監事	福原喜久雄		" " " 76	16.12.22	
	"	秋元 源一	秋元 源一	" " 大字山本178	"	16.12.23
	"	高橋 道男	高橋 道男	" " 大字生田目526-1	"	"
	"		仁平 勉	" " 大字小泉949		"
市 貝 町 土地改良区	理事		小埜 健一	芳賀郡市貝町大字赤羽1890		17.1.13
	"		入野 勲	" " 大字笹原田339		"
	"		上山貴代子	" " 大字上根519		"
	"		上山 勝夫	" " 大字上根618		"
	"		高島 庚蔵	" " 大字多田羅514		"
	"		鈴木 則良	" " 大字上根774		"
	"		阿久津 賢	" " 大字赤羽3785		"
	"		渡辺 栄	" " 大字市埜3036		"
	"		和田 武久	" " 大字赤羽364		"
	"		水沼 伸	" " " 371		"
	"		本橋 登	" " " 1080		"
	"		大塚 重夫	" " " 825		"
	"		町井 基	" " 大字田野辺1125		"
	"		森島 三郎	" 茂木町大字千本1219		"

	監 事		藤平 元一	芳賀郡市貝町大字赤羽852		17.1.13
	"		横田 博司	" " " 3549		"
	"		生井 一巳	" " 大字刈生田156		"
山 田 土地改良区	理 事	鈴木 元一		矢板市山田1396	16.12.15	
	"	鈴木 理一		" " 1469	"	
	"	八木澤重弥		" 土屋739-3	"	
	"	阿久津久知		" " 82	"	
	"	古河原収二		" 沢586	"	
	"	関谷 秀雄		" 豊田624	"	
	"	平石 充	平石 充	" " 1284	"	16.12.16
	"	加藤 光夫	加藤 光夫	塩谷郡喜連川町大字上河戸1739	"	"
	"	榊 寿夫	榊 寿夫	" " " 527	"	"
	"	加藤 茂之	加藤 茂之	" " 大字下河戸1140	"	"
	"	加藤 幸治	加藤 幸治	" " " 508	"	"
	"	福富 幸平	福富 幸平	" " 大字南和田 149	"	"
	"	黒尾 和栄		" " 大字金枝 948	"	
	"	金子 栄一	金子 栄一	" " 大字鹿子畑1018	"	16.12.16
	"		鈴木 貞夫	矢板市山田1467		"
	"		手塚 一己	" " 1329		"
	"		大森 守夫	" 土屋51-6		"
	"		東泉 和男	" " 861		"
	"		伊東 俊郎	" 沢404		"
	"		福田 秀勝	" " 575		"
	"		渡邊 和紀	" 豊田660		"
	"		細川 道男	塩谷郡喜連川町大字金枝866		"
		監 事	浅野 三郎		矢板市土屋 498	16.12.15
	"	揚石 正明		" 豊田1221	"	
	"	稲沢 三男		塩谷郡喜連川町大字鹿子畑1114	"	

監事		鈴木 幹夫	矢板市山田 682		16.12.16
"		大森 克則	" 沢947		"
"		軽部 駿	塩谷郡喜連川町大字下河戸 273		"

土地改良区清算人の就職

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人について就職の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成17年1月28日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	清算人氏名	住 所	就職年月日
水原 土地改良区	鈴木 英雄	那須郡那須町大字豊原甲4145-12	16.12.2
	鈴木 崇義	" " " 4085	"
	鈴木 栄	" " " 4609	"
	鈴木 忠	" " " 4286	"
	藤田 勝夫	" " " 3873	"

(農地計画課)

指定人の氏名又は名称及び売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、指定人の氏名又は名称及び売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

平成17年1月28日

栃木県知事 福田 富一

変更年月日	氏名又は名称		売りさばき場所	
	変更後	変更前	変更後	変更前
平成17年1月1日	那須塩原市	黒磯市	那須塩原市共墾社 108-2 那須塩原市会計課内	黒磯市共墾社108-2 黒磯市会計課内

(出納局会計課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第2号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第5条第1項の規定により、真岡市、芳賀郡茂木町及び市貝町の区域の一部を地区とする市貝町土地改良区の総代の選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会として、市貝町選挙管理委員会を指定する。

平成17年1月28日

栃木県選挙管理委員会委員長 楡 木 良 裕

公安委員会

栃木県公安委員会規則第一号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に基づき電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等及びその手続を定める規則を次のように定める。

平成十七年一月二十八日

栃木県公安委員会委員長 石川 裕

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に基づき電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等及びその手続を定める規則

(趣旨)

第一条 この規則は、栃木県公安委員会、栃木県警察本部長及び警察署長（以下「公安委員会等」という。）に対して行われる申請等のうち、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）に基づき電子情報処理組織を使用して行うことができるもの及びその手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき公安委員会等に対して行われる通知をいう。
- 二 電子情報処理組織 公安委員会等の使用に係る電子計算機（人出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等の指定)

第三条 公安委員会等に対して行われる申請等のうち、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができるものは、別表の上欄に掲げる法令について、それぞれ同表の下欄に掲げる規定に基づくものとする。

(申請等の手続)

第四条 前条に規定する申請等を電子情報処理組織を使用して行おうとする者は、栃木県公安委員会（以下「委員会」という。）の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行おうとすることに記載すべきこととされる事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて委員会が定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行おうとする者は、当該申請等を書面等により行おうとすることに併せて提出すべきこととされる書面等に記載すべき事項を併せて入力しなければならない。

3 前二項の規定により申請等を行おうとする者は、当該申請等に係る事項についての情報に識別番号及び暗証番号を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

附 則

この規則は、平成十七年二月一日から施行する。

別表（第三条関係）

一 暴力団による不当な行爲の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）	第十七条
二 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）	第三十一条の六
三 技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号）	第八条第二項（第十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）

発行番号	ページ	行	正	誤
平成17年 1月18日 第1632号	36	下から13	(1) 購入等件名及び数量 とちぎ健康の森で使用する電力 予定 使用電力量 6,407,000kWh	(1) 購入等件名及び数量 とちぎ健康の森で使用する電力

毎週火・金曜日発行

(当日が休日に当たる
ときはその翌日)

発行人 栃 木 県
郵便番号320-8501 宇都宮市埜田1丁目1番20号

印刷所 新日本印刷株式会社
郵便番号320-0831 宇都宮市新町1丁目7番3号

購読料1カ月2,900円(消費税、地方消費税及び送料を含む。)